

「第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画」(案)に係る パブリックコメント実施要領

1 目 的

「第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画」(案)について、市民の皆様のご意見をお伺いするためのものです。

2 趣 旨

第5次流山市障害者計画は、障害者基本法に策定が義務付けられており、市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけたもので、平成27年度から平成32年度までの計画となっています。

また、第4期流山市障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となっています。流山市障害福祉計画は3年毎に見直しており、第3期計画は平成24年度から平成26年度までとなっていることから、今回、第4期計画である平成27年度から平成29年度を策定するものです。

第5次流山市障害者計画の基本理念は、『共に生き、共に築く、私たちのまち - 流山』としており、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

また、第4期流山市障害福祉計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」における生活支援サービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実にを行うため、第5次流山市障害者計画と一体的に推進していきます。

3 概 要

計画の構成は、次のとおりとなっています。

第1編 総論 計画の策定

- 第1章 計画策定の背景と趣旨
- 第2章 流山市における障害者の状況
- 第3章 障害者福祉施策の現状と課題
- 第4章 計画の目標

第2編 各論 施策の展開

- 第1章 啓発・広報の充実
- 第2章 生活支援サービスの充実
- 第3章 生活環境の整備
- 第4章 子育て・教育の充実
- 第5章 就労支援・雇用の促進

第6章 保健・医療の充実

第7章 情報・コミュニケーションの推進

第3編 障害福祉計画 評価と見込量

第1章 計画策定にあたって

第2章 第3期障害福祉計画の評価

第3章 障害福祉サービスの見込量

資料

4 意見等を提出できる者

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する者

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

5 意見等募集期間

平成26年11月21日(金)から平成26年12月22日(月)必着

6 計画(案)の閲覧

社会福祉課、情報公開コーナー、保健センター、各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、市民活動推進センター、高齢者福祉センター森の倶楽部、流山市ホームページで閲覧できます。

7 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(市ホームページからダウンロードができます。)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参ください。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、障害者支援課、社会福祉課、情報公開コーナー及び流山市ホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

8 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 健康福祉部社会福祉課 健康福祉政策室

電話 04(7150)6079 FAX 04(7158)2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp

別紙様式

「第5次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画」(案)に対する
ご意見等について

(宛先)流山市長

住 所	
氏 名	
電話番号	

ご意見等 (編章又はページの箇所等を記載してください)

提出期限 平成26年年12月22日(月)必着

提出方法

- (1)直接持参 流山市役所第2庁舎1階 社会福祉課窓口
- (2)郵 送 〒270-0192 流山市平和台1-1-1
流山市役所 健康福祉部社会福祉課 健康福祉政策室
- (3)F A X 04(7158)2727
- (4)電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp